

要介護認定等の資料提供申出書について

令和6年4月1日現在

資料提供の申出の際は、以下の点にご留意ください。

- 申請時は「藤井寺市介護保険の要介護認定等に係る情報提供制度に関する要綱」の内容を必ずご確認くださいの上、資料提供申出書のご提出をお願いします。
- 申請書の記載方法等についてはホームページを確認していただき記入もれがないようにお願いします。
- 申請書のご提出は、審査会当日又は審査会日以降にお願いします。
- 負担割合に関する情報については負担割合を本人へ確認できない事情がある場合のみの提供となります。本人に確認できない事情がある場合は申請書と一緒に別途理由書(任意様式)を提出してください。
※負担割合証については再交付が可能です。
- 資料提供については、計画書の作成を目的としているため、審査会の日より1年以上前の資料については、主治医意見書のみの提供となります。(ご利用者を初めて担当する場合は除く)
- 郵便での請求の場合、申出書、必要書類と一緒に、返信用封筒(切手94円分を添付)を同封し当課に郵送して下さい。(必要書類についてはホームページをご確認ください。)提供する情報の枚数により料金が追加になる場合がありますので注意してください。
※複数名、同時に申請される場合は申請人数分の返信用封筒のご準備をお願いいたします。
- 情報のお渡しは申請書提出日の翌開庁日の午後(13:00～)以降となります。それ以前にご来庁いいただいてもお渡しができませんのでご注意ください。
- 情報の受領時は事業所に所属していることがわかる物(名札や名刺等)の提示をお願いします。(郵送にて申請する際は、申請時に所属していることがわかる物のコピーを同封してください。)
- 情報の受領は、紛失防止のため可能な限り申請事業所の職員にてお受け取りをお願いします。

☆藤井寺市より転出された被保険者の場合☆

- 藤井寺市より転出の被保険者(包括支援センターからの委託の場合を除く)の場合は、事業者名が記載されている他市町村発行の介護保険被保険者証の写しを添付してください。
- 藤井寺市より転出の被保険者(要支援)の方で、包括支援センターからの委託を受けて居宅介護支援事業所が担当している場合については、包括支援センターから資料提供申出書を提出してください。

☆居宅サービス計画作成(変更)届出を同時に届け出られる場合☆

- 資料及び介護保険被保険者証の返送先住所が同一の場合は、返信用の封筒(書留郵送料切手444円分を添付)を併せて、送付してください。

〒583-8583

藤井寺市岡1丁目1番1号

藤井寺市健康福祉部高齢介護課

TEL 072-939-1165